

歯科基礎医学会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は歯科基礎医学会 (Japanese Association for Oral Biology) と称する。
ここにいう歯科基礎医学とは、解剖学、生理学、生化学、薬理学、微生物学及び病理学の6学部門とその関連部門をいう。
- 第2条 本会は歯科基礎医学の進歩発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は、(財)口腔保健協会内 (東京都豊島区駒込1-43-9 駒込Tビル) に置く。

第2章 事業

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 学術大会、総会、その他集会の開催。
 2. 歯科基礎医学会の機関誌 (Journal of Oral Biosciences) 及びその他印刷物の発行。
 3. その他、本会の目的達成に必要と認められる事業。

第3章 会員

- 第5条 本会は正会員、名誉会員、永年会員、賛助会員、学生会員、単年度会員をもって構成する。
1. 正会員は、歯科基礎医学の研究に従事する者、歯科基礎医学に関し学識を有する者及び歯科基礎医学の進歩に協力する者とする。
 2. 名誉会員、永年会員は、別に定める規定により認められた者とする。
 3. 賛助会員は、本会の目的及び事業に賛同し、その事業を援助する者で、理事会の承認を得た団体 (法人) 又は個人とする。
 4. 正会員、名誉会員、永年会員、学生会員は、研究成果を学術集会及び本会の機関誌に発表することができる。
 5. 正会員、名誉会員、学生会員、賛助会員は、本会の機関誌の配布を受ける。
 6. 単年度会員は共同研究者として研究成果を学術集会に発表することができる。
- 第6条 本会の年会費は次のとおりとする。
1. 正会員 10,000円。ただし、評議員は11,000円とする。
 2. 名誉会員 年会費は免除される。
 3. 永年会員 年会費は免除される。
 4. 賛助会員 (1口) 30,000円 (1口以上とする)
 5. 学生会員 正会員の半額とする。
 6. 単年度会員 5,000円。

- 第7条 入会を希望する者は、入会金(1,000円)及び年会費を添えて所定の入会申込書を提出しなければならない。
1. 学生会員の入会申込には、学生であることを証明する書類を添付するものとする。
 2. 賛助会員、単年度会員は入会金(1,000円)を免除する。

第8条 退会を希望する会員は、理事長に退会届を提出するものとする。ただし、一旦納入した会費は返還しない。

- 第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。
1. 死亡
 2. 年会費の3年滞納

- 第10条 会員は次の号に該当するときは、評議員会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。
1. 本会の名誉を傷つけたまたは本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員および評議員

第11条 本会に次の役員を置く。その選出方法については別に定める。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 理事長 | 1名 |
| 2. 副理事長 | 1名 |
| 3. 常任理事 | 若干名 |
| 4. 理事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |

第12条 理事長は本会の会務を総理し、本会を代表する。

第13条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行し、理事長が欠けたときは、その残任期間理事長に就任する。

第14条 常任理事は常任理事会を組織し、本会の運営に関する職務を執行する。職務分掌については会則施行細則に定める。

第15条 理事は理事会を組織し、本会運営上必要事項について審議し、評議員会の議を経て会務を執行する。

第16条 監事は本会の会務及び会計を監査する。

第17条 本会に評議員を置く。評議員の選出方法等については別に定める。

第18条 評議員は評議員会を組織し、会則第4条に定める事項のほか、本会の運営上の重要事項について審議決定する。

第19条 本会の役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合には、評議員の中からこれを補充する。補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第20条 常任理事会は、理事長が必要に応じて随時招集する。

第21条 理事会は、理事長が年1回これを招集する。ただし、理事長が必要と認めるときは、随時招集することができる。

第22条 理事会は、理事の3分の2以上(委任状を含む)の出席がなければ会議を開き、議決することができない。理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 評議員会は、理事長が原則として年1回招集する。評議員会は、評議員数の2分の1以上(委任状を含む)の出席がなければ会議を開き、議決することができない。評議員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第24条 総会は毎年1回、学術大会の期間中に招集し、会務の報告を行い、承認を受けなければならない。総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第25条 理事会、評議員会及び総会の議長は、その都度選出する。

第26条 総会の議事及び議決事項は、会員に通知する。

第27条 本会に、常置委員会として編集委員会、企画委員会、教育検討委員会、会則検討委員会、選挙管理委員会、将来計画委員会、ホームページ委員会を置く。理事長は、その他必要に応じて委員会を置くことができる。

第6章 会計

第28条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第29条 本会の収支予算及び決算は、理事会、評議員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の改正等

第31条 会則の改正は、理事会及び評議員会の決議に基づき、総会の承認を得なければならない。

第32条 役員等の選出に関する規定を改正するときは、理事会の議決を経るものとする。

第8章 学術大会

第33条 本会は年1回以上、学術大会を開催する。

- 大会の開催予定地等は、理事会の議を経て評議員会で決定し、総会に報告する。
- 大会に会頭を置くことができる。会頭は、開催校に在籍する本学会評議員であることを原則とする。
- 大会の運営に関しては、会則施行細則にこれを別に定める。

第9章 学会賞

第34条 本学会に学会賞として歯科基礎医学会賞を置く。

第35条 本賞の選考規定等については別に定める。

第10章 学術賞

第36条 本学会学術賞として歯科基礎医学会ライオン学術賞、歯科基礎医学会優秀ポスター賞を置く。

第37条 本賞の選考規定等については別に定める。

第11章 その他

第38条 本会則の施行細則は別に定める。

- 本会則は昭和36年10月20日より施行する。
- 本会則は昭和39年11月6日より施行する。
- 本会則は昭和45年11月22日より施行する。
- 本会則は昭和53年9月23日より施行する。
- 本会則は昭和57年10月1日より施行する。
- 本会則は昭和58年10月1日より施行する。
ただし、昭和57年11月1日から就任した役員の任期は、昭和60年3月31日までとする。
- 本会則は昭和63年4月1日より施行する。
- 本会則は平成3年4月1日より施行する。
ただし、第9章に関しては、昭和63年10月9日より施行する。
- 本会則は平成4年10月15日より施行する。
- 本会則は平成5年10月13日より施行する。
- 本会則は平成7年9月23日より施行する。
- 本会則は平成8年10月12日より施行する。
- 本会則は平成11年9月24日より施行する。
- 本会則は平成13年9月20日より施行する。
- 本会則は平成16年9月23日より施行する。
- 本会則は平成18年9月22日より施行する。
- 本会則は平成22年9月22日より施行する。
- 本会則は平成23年10月1日より施行する。